

高知県海岸保全施設技術検討会 規約

(目的)

第1条 「高知県海岸保全施設技術検討会」(以下「検討会」という)は、気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会により、令和2年7月に提言された「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」等を踏まえ、高知県の海岸保全施設における気候変動適応策の検討を行うとともに、技術的見地からの提言、助言を行うことを目的とする。

(検討内容)

第2条 検討会は、次の事項について検討を行う。

- 一 気候変動を考慮した計画外力の設定方法
- 二 上記を踏まえた防護水準(計画高潮位、設計波、設計津波等)及び対策方針
- 三 その他委員会で必要と認めた事項

(構成)

第3条 検討会は、別表―1に掲げる委員及びオブザーバーにより構成する。

- 2 委員及びオブザーバーが、委嘱された時における当該職を失ったときは、委員の職を失う。

(委員長)

第4条 検討会に、委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を統括し、検討会の議長となる。

(会議)

第5条 検討会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

- 2 検討会は、必要に応じて委員以外のものの出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、高知県土木部港湾・海岸課が行う。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、事務局が委員会に諮って決定する。

附 則

この要綱は令和7年2月13日から施行する。

高知県海岸保全施設技術検討会 名簿

区 分	職 名	氏 名
委 員	高知工科大学 名誉教授	イハ ^レ マサヒコ 磯部 雅彦
	高知工科大学 教授	サウ ^レ シンジ 佐藤 慎司
	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室 室長	シハ ^タ リョウ 柴田 亮
	国土交通省 国土技術政策総合研究所 港湾・沿岸海洋研究部 港湾・沿岸防災研究室 室長	ホン ^ダ カズ ^{ヒコ} 本多 和彦
関係機関 (オブザー バー)	国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所 所長	ワタ ^ナ ヘ ^レ クニヒロ 渡邊 国広
	国土交通省 四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所 所長	ノモ ^ト ケイスケ 野本 啓介